

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

| | | | | | | | | | |
|------|--|--------|-------------|--------|------|--------|--------|-----|----|
| 法令名 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 法令番号 | 平成14年法律第88号 | | | | | | |
| 手続名 | 販売禁止鳥獣等の販売許可 | 根拠条項 | 第24条第1項 | | | | | | |
| 審査基準 | 販売禁止鳥獣等（ヤマドリ、オオタカ）その卵、その鳥獣の加工した食料品の販売の目的 1 学術研究 2 養殖 3 その他 （1）販売しようとした鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ 鑑賞 ハ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的 （2）販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合 イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ 鑑賞 ハ 放鳥 ニ はく製 ホ 食用 ヘ 羽毛の加工 ト 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的 ただし、オオタカにあつては、（1）イ及びハ並びに（2）イ及びトに掲げるものに限る。 | | | | | | | | |
| | 受付機関 | 生産者支援課 | 処理機関 | 生産者支援課 | 交付機関 | 生産者支援課 | 標準処理期間 | 14日 | 目次 |
| | | | | | | | 標準経由期間 | 日 | |